

## 小規模事業者持続化補助金

### <一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)> (6次公募)

#### 見積書等の提出案内

採択発表後交付決定までに、見積書等の提出が必要です。  
手続きに不備がある場合は、補助金の支払はできません。

#### 1. はじめに (※非常に重要な事項となりますのでご確認ください)

本補助金は、申請にあたって立案された計画に基づき、着実に事業を実施いただくとともに、正しく補助金執行上のルールを厳守していただき、事業活動の再建につなげていただくことを目的としております。

本案内は、採択後にご提出いただく見積書等についての説明です。申請書類に記載された経費の内容、価格の妥当性を確認するため、見積書等(相見積を含む)のご提出をお願いします。

計上しているすべての経費について見積書等を提出いただき、補助金事務局で審査を経て交付決定となります。補助金事務局より通知される「交付決定通知書」に記載の交付決定日から補助事業を開始できます。交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものは、補助対象外となりますのでご注意ください。

ただし、今回(小規模事業者持続化補助金<一般型 災害支援枠(令和6年能登半島地震等)>)においては、特例として、令和6年1月1日の能登半島地震、令和6年9月21日から23日の能登豪雨により被災した日以降の申込み、契約、発注、精算を行った経費を遡って補助対象経費として認められます。(写真や書類等による確認が可能であって、適正と認められるものに限りです。) ※それらの見積書等の提出も必要となります。

#### | お問い合わせ先および見積書提出先 |

##### <商工会地区の方>

○お問い合わせ先:地域の商工会(「商工会検索サイト」より事業所が属する地域をご参照ください。)

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)

商工会検索サイト:[https://www.shokokai.or.jp/?page\\_id=1754](https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754)

○提出先:

<商工会に提出する場合> 地域の商工会にご提出ください。

<郵送の場合> 〒104-0045 東京都中央区築地5-6-10 浜離宮パークサイドプレイス6階

【災害枠】商工会地区 小規模事業者持続化補助金事務局 ◇持参、宅配便による送付は受け付けません。

##### <商工会議所地区の方>

○お問合せ先:03-6634-5798

受付時間:9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始除く)

FAX:03-6386-8977 メール:notor6@jizokukahojokin.info

○提出先:

〒108-8799 高輪郵便局留め

【災害枠】商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局 ◇持参、宅配便による送付は受け付けません。

## 2. 採択発表後、交付決定までに提出が必要な見積書について

### <見積書の必要記載事項>

① 発行日 令和●年●月●日  
見積書番号 1234

② 御見積書

③ □□商店  
店主 小規模 太郎 様

以下のとおりお見積りさせていただきます。  
ご検討のほどよろしくお願いたします。

④ お見積金額 655,600円(税込)

納品期日  
受渡場所  
取引方法  
有効期限 発行日から○ヶ月

⑤ 株式会社 ○○工業  
〒000-0000  
○県○市○1-1-1  
TEL 01-2345-6789  
FAX 01-2345-6789

品名	数量	単位	単価	金額
店舗修繕工事				
外壁 金属サイディング	40.0	m <sup>2</sup>	8,400	336,000
材木下地ビス止め 材工共	40.0	m <sup>2</sup>	1,500	60,000
外壁 スターター	20	m	1,500	30,000
水切り 土台水切り GLカラー 厚さ0.35	10	m	2,000	20,000
水切り コーナー見切り	15	m	800	12,000
水切り ねじ-リング水切り ねじ-GL 0.35	10	m	2,500	25,000
水切り サッシ廻り見切り水切り GLカラー	20.0	m	1,500	30,000
外壁 出隅 カラーGL	16	m	2,000	32,000
外壁 同質出隅	2.0	m	5,500	11,000
残材処分費	1	t	20,000	20,000
外注 コーキング	20	m	1,000	20,000
			小計	596,000
			消費税等	59,600
			合計	655,600

#### ①発行日

※発災日以降

#### ②書類の名称

#### ③宛名

※補助事業者宛

#### ④金額

※消費税の有無は必須

#### ⑤発行者(取引先名)

#### ⑥内容(品名)

・「一式」「ほか」「等」などではなく具体的に記載されている  
・新品・中古の別が明記されている

※公的な資金を活用しての事業であることも踏まえ、必ず補助事業者自身が発注する業者から取得するようにしてください。金額が市場価格から著しく乖離しているなど、社会通念上価格が妥当ではないと判断される経費につきましては補助対象外となる可能性があります。

※令和6年能登半島地震等により被災した日以降、交付決定前に行われた事業により発生した経費を遡って補助対象経費として申請する場合は、実施時に取得した見積書等(相見積含む)をご提出ください。

※100万円(税込)を超える場合、税抜50万円未満の中古品の購入の場合には、購入金額にかかわらず、2社以上の中古品販売事業者からの見積もりが必要です。(車両購入費を除き税抜50万円以上の中古品の購入は補助対象外です。)

※インターネット購入等で見積書が発行できない場合は、取引先が提示する金額がわかる画面コピー等の提出が必要です。

※住宅宿泊事業者が修繕もしくは改装の費用を計上する場合には、面積按分の算出根拠(住宅のうち、事業の用に供する部分の面積がわかる図面等)が必要です。(住宅宿泊事業者以外でも按分の根拠資料が必要になる場合がございます。)

提出方法等ご不明な点は、お問合せ先までご連絡ください。